

答申書

第1 松山市文書法制審議会の結論

松山市長（以下「実施機関」という。）が、平成29年9月22日付け29松（道路）第1335号でした保有個人情報の一部を開示する決定処分は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

(1) 開示請求

審査請求人は、平成29年9月8日付けで実施機関に対し、松山市個人情報保護条例（平成16年松山市条例第29号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき保有個人情報の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。

(2) 部分開示決定処分

実施機関は、平成29年9月22日、審査請求人に対し、条例第20条第1項の規定に基づき本件開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

(3) 審査請求

審査請求人は、平成29年10月25日付けで審査庁たる実施機関に対し、本件処分についての審査請求をした。

(4) 松山市文書法制審議会への諮問等

実施機関は、本件処分に係る審査請求について、条例第43条第1項の規定に基づき、平成29年12月21日、松山市文書法制審議会に諮問し、同審議会個人情報保護分科会は、松山市文書法制審議会条例（平成28年松山市条例第7号）第6条第1項第2号の定めるところにより、本件審査請求について調査審議することとした。

第3 本件開示請求に係る保有個人情報記録されている行政情報の名称

又は内容

- 1 松山市〇〇〇〇〇〇番の審査請求人に関する契約書・調停調書・印鑑証明書・登記承諾書
- 2 松山市〇〇〇〇〇〇番の審査請求人に関する契約書・調停調書・印鑑証明書・登記承諾書

第4 本件開示請求に係る保有個人情報の特定

- 1 前記第3の1の保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求のうち、審査請求人が松山市〇〇〇〇〇〇番を市に寄附した際の登記承諾書を本件開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政情報と特定した。

また、同市同番の審査請求人に関する契約書、調停調書及び印鑑証明書については、保有していないことから、当該保有個人情報を不存在とした。

- 2 前記第3の2の保有個人情報について

実施機関は、松山市〇〇〇〇〇〇番の審査請求人に関する書類を保有していないことから、当該保有個人情報が記録されている行政情報を不存在とした。

第5 本件処分の内容

- 1 前記第4の1の保有個人情報について

実施機関は、前記第4の1で特定した登記承諾書に記録されている保有個人情報の全部を開示することと決定し、契約書、調停調書及び印鑑証明書について、その全部を開示しないことと決定した。

- 2 前記第4の2の保有個人情報について

実施機関は、その全部を開示しないことと決定した。

第6 処分の理由

- 1 前記第5の1の処分について

前記第3の1の行政情報のうち登記承諾書を保有しているため

また、前記第3の1の行政情報のうち、契約書、調停調書及び印鑑証明書については、該当書類がなく、文書が不存在であるため

2 前記第5の2の処分について

前記第3の2の行政情報については、該当書類がなく、文書が不存在であるため

第7 審査請求人の主張の要旨

審査請求書によれば、審査請求人の主張は次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

「松山市〇〇〇〇〇〇番の契約書、調停調書、印鑑証明書及び登記承諾書を開示する」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 松山市〇〇〇〇〇〇番について、法務局では買収となっており、松山市では寄附になっている。

(2) 審査請求人は、当該土地を売っておらず寄附もしていない。

(3) なぜこのようなことが行われたのか原因を知りたい。

(4) わがまちメールにもはがきを出したが的確な回答が得られなかった。

第8 実施機関の主張の要旨

平成29年11月17日付け弁明書によれば、実施機関の主張は次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 弁明の理由

(1) 審査請求書によれば、審査請求の理由が必ずしも明らかではないものの、要するに、松山市〇〇〇〇〇〇番の審査請求人に関する契約書・調停調書・印鑑証明書・登記承諾書のいずれかを実施機関は保有しているはずであり、それらの実施機関が保有している行政情報に記録されている保有個人情報を開示するよう求めていると解される。

しかし、条例第14条第1項に規定する開示の請求とは、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるものであるところ、松山市〇〇〇〇〇〇番に関して、審査請求人と実施機関との間で当該土地の所有権授受の事実はなく、実施機関は、審査請求人が求める保有個人情報が記録されている行政情報を保有していない。

(2) したがって、実施機関は、前記第3の2の行政情報を不存在として開示しなかったものであり、実施機関の本件処分は妥当なものである。

(3) 以上のとおり、実施機関の本件処分に何ら違法又は不当な点はないから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

第9 当審議会の判断の理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するための基本的な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的としている（第1条）。

また、実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、市民及び事業者への意識啓発に努めなければならないこととしている（第3条第1項）。

2 本件処分の内容

本件処分についてみると、実施機関は、前記第3の2の行政情報について、当該行政情報の不存在を理由に、公開しないことを決定している。

3 本件審査請求の争点

前記第7の審査請求人の主張及び第8の実施機関の主張によれば、本件審査請求の争点は、次のとおりである。

実施機関は、前記第3の2の行政情報を保有しているか否か

4 前記第3の2の行政情報の保有の有無についての判断

当審議会は、争点となっている行政情報の保有の有無の検証として、当該土地に関する所有者の状況を確認するために松山市〇〇〇〇〇〇

番に関する松山地方法務局備付け登記簿謄本（全部事項証明書及び閉鎖された登記簿謄本）を見分したところ、当該土地は、現在松山市が所有者となっており、過去においても審査請求人が所有者であった事実は確認されなかった。

また、実施機関への確認によると、当該土地に関する行政情報について、書庫等を探索したが、同土地に関する本件開示請求の趣旨に合致する行政情報の保有は確認できなかった事実も踏まえて、該当文書が不存在としたとのことであった。

したがって、当該土地は、審査請求人が所有した事実が確認できないため、同土地について審査請求人に関する契約書、調停調書、印鑑証明書又は登記承諾書が存在することは考えにくく、他に該当文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、実施機関において同土地に関して本件開示請求に係る保有個人情報記録されている行政情報を保有しているとは認められない。

5 本件処分の妥当性

以上のことから、当審議会は、実施機関がした本件処分は妥当であると判断する。

よって、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

第10 審議の経過

年月日	経過
平成29年12月21日	諮問書の受理
平成30年1月24日	第1回審議
平成30年2月7日	第2回審議
平成30年2月16日	答申

(本件審議を処理した委員の氏名)

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委員 妹尾 克敏

同 宇都宮 嘉忠

同 桐木 陽子